

# いんふおめ。

## 「ご存じですか？」 国民年金の各種制度

**年金**

市民課年金係  
☎(24) 0267

本庁舎  
1階2番

### ●年金保険料の免除制度と若年者納付猶予制度

国民年金には、申請すること  
で、保険料の納付が全額または  
一部免除される「全額免除制度  
(①)」「一部免除制度(②)」  
があります。

また、20歳代の方には、申請す  
ることで、保険料の納付を10年以  
内の後払いにできる「若年者納付  
猶予制度(③)」があります。

#### 【免除と猶予の内容】

平成24年度の国民年金定額保険  
料は月額14,980円です。

※免除内容は、下の表のとおり。

※一部免除の承認を受けた方が  
納付すべき保険料を納付しな  
かったときは、その期間の一部  
免除が無効となります。そのた  
め、将来の老齢基礎年金の額に  
反映されなかつたり、障がいや  
死亡などの不慮の事態が生じた  
ときに年金の受け取りができな  
くなつたりすることがあります。

#### 【対象】

①全額免除と②一部免除は、つ

種類	免除区分	納付すべき 保険料 (24年度月額)	老齢基礎年金		障害年金 遺族年金 請求時	保険料 後払い (追納)	審査の 対象
			請求時	計算			
① 全額免除	全額免除	0円	資格期 間に入 りま す	2分の1 が算入	納付済 と扱 いにな りま す	10年以 内であ れば後 払いで できま す	本人 配偶者 世帯主
② 一部免除	4分の3免除(4分の1納付)	3,750円		8分の5 が算入			
	半額免除(半額納付)	7,490円		4分の3 が算入			
	4分の1免除(4分の3納付)	11,240円		8分の7 が算入			
③ 若年者納付猶予	納付猶予	0円		算入され ません			本人 配偶者

ぎのいずれかに該当する方  
▼本人、配偶者、世帯主それぞ  
れの前年所得が一定額以下の方

▼失業や災害などで保険料の納  
付が困難な方

③若年者納付猶予は、20歳代  
の方でつぎのいずれかに該当する方  
▼本人、配偶者それぞれの前年  
所得が一定額以下の方

▼失業や災害などで保険料の納  
付が困難な方

【免除(猶予)の期間】平成24年  
7月分～平成25年6月分の保険料

【申請に必要なもの】年金手帳(基  
礎年金番号通知書)、印鑑

※平成24年1月1日現在の住所  
が市外の方は、平成23年分の所  
得証明書類が必要です。

※失業を理由とする方は、離職  
日が平成23年3月31日以降の雇  
用保険被保険者離職票か雇用保  
険受給資格者証が必要です。

※学生の方は「学生納付特例制  
度」をご利用ください。

●特別障害給付金制度  
【対象】国民年金に任意加入しな  
かった期間中に「障がいの原因  
となる傷病で初めて診療した日」  
があり、現在、障害基礎年金1・  
2級相当の障がい状態にある方  
で、つぎのいずれかに該当する方

▼平成3年3月31日以前に任意  
加入しなかった学生(定時制・  
夜間部・通信制を除く)

▼昭和61年3月31日以前に任意  
加入しなかった会社員、公務員  
などの妻または夫

#### 【支給額】

障害等級1級 月額49,500円  
障害等級2級 月額39,600円  
【支給開始時期】請求のあつた月  
の翌月分から支給

※支給額は、年金受給の有無や  
所得の状況により制限されるこ  
とがあります。

### 人権困りごと相談

相談  
市民生活課  
市民生活係  
☎(24) 0183

本庁舎  
3階35番

【内容】人権擁護委員による婚姻  
や相続、金銭トラブル、雇用な  
ど、人権にかかわる問題の相談  
※相談は無料で受け付けます。

【とき】9月29日(土) 13時～16時

【ところ】総合福祉センター307号

#### 【人権擁護委員】

- ・高橋悦子(北光) ☎(22) 1332
- ・高田幸子(末広) ☎(27) 3633
- ・守田勝榮(北栄) ☎(22) 1084
- ・渡邊恵子(清水町) ☎(24) 0494
- ・村井政孝(北斗) ☎(42) 0778
- ・中島巖(自由ヶ丘) ☎(23) 2166
- ・斉藤和子(桂木) ☎(26) 0620